

## フランス第三共和制下の選挙改革（三・完）

只野雅人

はじめに——検討の視角と対象

I. 前史——制限選挙から普通選挙へ

II. 第三共和制下の選挙改革

一. アロンディスマン投票制の確立 (以上15巻2号)

二. 選挙改革の展開——比例代表制の模索と挫折 (以上15巻3号)

III. 憲法理論と比例代表制 (以下本号)

一. 国民主権・代表制と比例代表制

1. 分有主権に基づく比例代表（制）論

2. 国民主権・純粹代表制と比例代表制——エスマンの理論

3. 半代表制と比例代表制——カレ・ド・マルベールの理論

(1) 国民主権・純粹代表制とその変容

(2) 半代表制と比例代表制

二. 代表制理論の変容と比例代表制

1. デュギーの理論

2. バルテルミー・デュエズの理論

3. 代表制理論の変容と比例代表制

むすび

III. 憲法理論と比例代表制

一. 国民主権・代表制と比例代表制

公権力に関する三つの組織法からなる1875年憲法（第三共和制憲法）は国民主権の原理につき何等触れていなかったが、学説はほぼ一致してその基礎にこ

の原理を認めていた。しかし、国民主権、更にはその下での代表制をどの様に理解するかについては、必ずしも一致があったわけではない。本稿の冒頭で示したような形での国民主権・代表制の理解が支配的潮流として形成されて行くが、他方、国民主権は各市民による主権の分有の体制であるとの理解（人民主権的理解）も存在した。こうした国民主権についての理解の相違は、代表制、更には選挙制度の在り方（とりわけ比例代表制の問題）をめぐる議論においても、異なった結論を導くことになる。一では、このような議論の検討を通じ、初期の憲法学説において国民主権、代表制の法理論が体系化されてゆく中、比例代表制の問題がどの様に扱われていたかを見て行くことにする。

### 1. 分有主権に基づく比例代表（制）論

N. サリポロスによれば、第三共和制初期の比例代表制論は大意以下のように説明される。周知のように、ルソーは、主権はすべての市民に分割されてお<sup>(1)</sup>り、従って各市民がそれぞれ主権の一部分を有するとしている（分有主権、あるいは個別主権）。このような体制の下では、主権者たる各市民は常に立法者でなければならない。直接制が物理的に実施不可能であれば代表制がとられるが、この場合にも代議士は市民の受任者（mandataire）、代理人（commis）にすぎず、主権者・立法者たる市民の意思を議会において忠実に代表しなければならぬ。換言すれば、各市民はいわば委任者（mandant）として、議会において受任者たる代議士を通じ代表される権利を有するのである（個人代表）。ここでは、公法における代表が、私法上の代表（代理）のアナロジーにおいて把握されている。このような理解に立つ限り、少数派の市民にも多数派同様に議会代表が保証されねばならない。すなわち、議会は国民の写真あるいは縮図、「幾何学的に縮小された立法者としての市民団」<sup>(2)</sup>としての構成を持たねばならないことになる。例えばこうした論者の一人、A. ベソンは、以下のように比例代表制——以上の論理からすれば、選挙制度の一類型を指す「比例代表制」よりも、比例「代表」と言う方が正確であろう——を基礎づけている。

「主権は人民を構成する各市民に存する。彼等は、直接制においては自らそれを行行使し、それ以外の場合にはそれを委任（déléguer）する。ところで、すべての選挙人が彼等固有の主権を委任する。すなわち代表される平等な権利を有する。この委任が受任者の選挙によってなされる代表制においては、今日のような

に代表者の全てを多数派を構成する党派に与えることは認め難い。選挙人団は、可能な限り正確に被選挙人団によって、すなわちその数的勢力に比例してそれを構成する各集団によって代表されねばならない。」ベソンは、ここで「権力の委任」という1791年憲法同様の用語こそ用いてはいるが、こうした議論の前提にある主権論は、一見して明らかな通り、フランス革命下で国民主権の対抗原理として主張された人民主権（Iの2参照）と類似した論理構造となっている。

しかし、憲法自体が主権・代表制につき沈黙を守っていたとはいえ、その基礎に以上のような主権論・代表制論を読み込むことは困難であった。憲法とほぼ時期を同じくして制定された1875年11月30日選挙法の命令的委任禁止規定（一三条）に象徴されるように、制憲者の意図は、フランスに伝統的な国民主権・代表制の維持にあったと思われる。それゆえ分有主権に基づく比例代表(制)論は、1791年憲法同様の主権・代表制原理を憲法の基礎に見る主流派学説の厳しい批判にさらされることになる。

## 2. 国民主権・純粹代表制と比例代表制——エスマンの理論

第三共和制を代表する憲法学者であるエスマンは、1894年の論文、「二つの統治形態<sup>(5)</sup>」の中で、フランスの古典的代表的特徴を以下の三点に要約している。①主権者国民は自ら主権の諸属性を行使することなく、その行使を代表機関に委任し、代表機関は国民の訓令を受けることなく自由に主権の諸属性を行使する。②代表機関は無答責で、任期中罷免されない。③この代表制は直接制の代替物ではなく、それよりも好ましい制度として観念されている。この代表制の下では、代表機関は国民による統制を受けないため、その権力が無限となる虞がある。そこで、エスマンによれば、権力分立、二院制、大臣責任制、刑事陪審<sup>(6)</sup>といった諸制度により、その緩和が図られている。

ここでエスマンが描く古典的代表的特徴は、まさに1791年憲法の定めるそれである。だが、すでに述べたように、普通選挙の導入により古典的代表的特徴の変質が進んでいた。そこで、エスマンもそれを察知し、古典的代表的特徴は異質の要素の導入により変質しつつあることを認める。そして、こうした状況を把握するために、古典的代表的特徴に対して「半代表制」という概念を提唱する。「半代表制は唯一つの目的を追及する。可能な限り正確に、国政選挙人の多数派によって表明される現実の国民の意思を表明し執行することである。」<sup>(7)</sup>このような代表制

は、もはや「直接制の代替物」にすぎない。

「半代表制」の下では、上記の目的を達成するため、国民が選挙した議会に権力が集中される。議会は一院制かつ常設となり、権力分立が否定され、執行権保持者が全面的に立法府に従属するために大臣責任制も意味を失う。その結果、半代表制は、「人民の意思の実現を正確に保障するという口実の下に、単一の議会のほとんど無制限の専制を導く。」<sup>(8)</sup>そこで、議会の権力を緩和するための平衡錘が必要となる。その一つが比例代表制である（他に、命令的委任、レフェレンダム）。エスマンは、少数派が代表されることにより議会に対立が持ち込まれ、その専制的権力は弱められるであろうと考えるのである。

もっとも、エスマンは、「半代表制」が完全な形で実現されることはないを見ていた。だが、その要素が部分的に代表制に導入されることは十分にあり得ることであった。そして、比例代表制がもっとも危険なのはこの場合なのである。彼は、以下のようにその危険性を訴えている。「実際、代表制に導入された少数派の代表は、議会の活動——それに対しては二院制が十分な保障となっている——における無用な弱体化、確実な混乱となろう。……それはおそらく、多数派に基づいてのみ存続する議院制にとっては死の芽となろう。」<sup>(9)</sup>

かくて、(古典的)代表制=多数代表、「半代表制」=比例代表制という構図が導かれる。これは、エスマンにとっては、代表制・「半代表制」それぞれの性質からしても、当然のことであった。彼は、この点につき以下のように述べる。「(半代表制の下では)この議会(立法議会)は、忠実に選挙人団の意思、そしていわばその言葉を繰り返すことを任務とする単なる受任者のみから構成されているので、細かな点に至るまで選挙人団の反映、その正確な再生でなければならない。」<sup>(10)</sup>このように比例代表制は、「平行錘」として「半代表制」にとって不可欠であるばかりではなく、現実の国民の意思の表明・執行という「半代表制」の目的それ自体が、比例代表制に適合的なのである。

他方、代表制においては事情はまったく異なる。「そこでは、立法府は、選挙人の陳情書を携え、彼等の代弁者となることを法的任務とはしない。立法府は、まったく自由に、国民の名においてかつ委任により、立法権と呼ばれる統治のこの一部を行使する。ところで統治は、その全体においてもまたあらゆる部分においても、必然的に選挙人団の多数派に属する。それは、国民主権が支配するところでは当然の規則である。というのも、そのみが平穏で誰にでも受け

入れられる唯一の解決だからである。もし国民が直接かつ自ら統治するならば、法律を制定することになるのは多数派のみである。それゆえ、代表による統治においても、立法権の委任を行うのは同じく多数派のみなのである。<sup>(11)</sup>代表制においては、「半代表制」とは異なり、議会の立法権行使は全くの自由裁量である。それゆえ比例代表制を認める必要はない。結果として、国民主権の下での意思決定原理である多数決が、選挙（「立法権の委任」）においても適用されねばならない。エスマンはこう考えるのである。

エスマンが、比例代表制を伝統的な国民主権—代表制とは異なる体系に属するものとして位置づけていることが以上の論述から窺えよう（「半代表制」についても同様であろうと思われる）。この点は「二つの統治形態」<sup>(12)</sup>の中ではなお明確ではないが、別の著書（『フランス及び比較憲法原理』）においては、比例代表（制）は命令的委任と共に、主権の分有によってのみ基礎づけられることが以下のように示されている。

同書において、命令的委任は代表制・国民主権と相入れないことを指摘した後、エスマンは以下のように述べる。「私が以上に説明した解答を逃れ得る術は一つしかない。その場合には、それぞれの市民たる選挙人が自らのうちに国民主権の一部を所有し、結果として選挙行為に際し固有の個人的権利を行使しているものと見做さねばならないだろう。それならば、代議士は法的にその権力を選挙人から引き出していると言うことが真実となろう。そして、論理的にこの権力は審議の議会において選挙人の明示的意思を表明することにのみ存し得るであろうし、選挙人はかくて命令的委任によって代議士を拘束し得るであろう。その結果、また、選挙人の多数派同様に少数派もその数に比例して代議士により代表される確固たる権利を持つことになろう。」<sup>(13)</sup>

しかし、分有主権論は、エスマンによれば明らかな矛盾を含んでいる。各市民が主権者であるにもかかわらず、そのうちの少数派が多数派に従属することの説明がつかないし、全員の同意があれば本来譲渡し得ないはずの主権の譲渡が可能になるからである。それゆえ、主権は、やはり総体としての国民に存すると解さねばならない。そしてこの場合には、代議士は「全国民の代表」であるがゆえにその権力は選挙区民ではなく国民全体に由来する。選挙人団の選挙区への分割は単に物理的の必要に基づくものにすぎないのである。結果として、代表を指名する権利は、選挙人や選挙区ではなく、総体としての選挙人団に

のみ認められることになる。こうして国民主権の下では、比例代表の権利は否定されるのである。彼は以下のように述べている。「権利として考えられる比例代表制のテーゼは、代表の権利が個々の者にとって個人的なものである場合にのみ基礎づけられるであろう。……しかし、我々はこの概念を拒絶し、人民の代表を指名する権利は総体として捉えられた選挙人団に属すること、この団体の個別の選挙区への分割は単に現実の必要性に起因しており、それは常に団体全体の名において決定を下す選挙区にいかなる固有の権利も付与しないことを示した。<sup>(15)</sup>」

以上のエスマンの立論には、不明確な点も少なくない。特に、国民主権と分有主権（人民主権）の区別が十分に意識されていないため、「半代表制」の位置づけは曖昧なままである。しかし、他方、代表制の変化を「半代表制」として概念化した点、及び、比例代表制をこうした変化の一指標として位置づけた点は重要である。このような視点は、「国民主権」「人民主権」の差異を初めて明らかにしたカレ・ド・マルベールによっても受け継がれ、その意味・位置づけも一層明確になってゆく。

### 3. 半代表制と比例代表制——カレ・ド・マルベールの理論

#### (1) 国民主権・純粹代表制とその変容

カレ・ド・マルベールの理論の基礎にあるのは、「国民主権」—代表制、「人民主権」—民主制（直接制）という構図である。すでに見たように、この区別はすでにエスマン等によっても一応なされていたが、なお不明瞭な点も少なくなかった。カレ・ド・マルベールは、両者を原理的に区分し、体系的解釈論を展開した最初の理論家なのである。それゆえ、これまでの論述と重複する点も多いが、議論を整理する意味からも、1791年憲法以降の主権・代表制に関する彼の理解を見てゆくことにしよう。

カレ・ド・マルベールによれば、「国民主権」は革命以来一貫してフランス公法の基礎をなす原理であるが、その解釈は必ずしも一定していない。これをルソー的に解する潮流も存在する。それが、「人民主権」である。「もし1789年の国民議会が、国民主権により人民に、すなわち個々に捉えられる市民の全体に存する主権を考えていたならば、この概念の直接かつ必然の帰結は、代表者を必要とせず、否、いかなる代表制を設けることも不可能なままに、市民は今や

自らの主権を行使するというものであったはずである。<sup>(16)</sup> こうした体制の下では、「代表制」がとられる場合でも、それは可能な限り直接制に近づいたものでなければならない。「それゆえ要するに、ルソーは命令的委任と人民裁可の留保の下でしか代表制を認めなかった。それらは現実には直接制の手法であり、実際、社会契約論によれば、代表制の国家においてこの体制を人民主権原理の要請と調和させる形で直接制が維持されるべき形態であり、手段なのである。」<sup>(17)</sup>

しかし、カレ・ド・マルベールは、選挙により選挙人・被選挙人の間に生じる法的関係の検討を通じ、フランスの伝統的な代表制がこれとは異なっていることを明らかにしている。人民主権論によれば、「選挙という行為によって、各選挙人は被選挙人に自らが保持している主権の個人的部分を委ねる。それゆえ、選挙人から被選挙人への主権の譲渡が行われるのである。」<sup>(18)</sup> 私法上の委任の場合に倣って、受任者たる被選挙人の行為は委任者たる人民全体がその代表者を通じて行った主権の行使と見做される。

だが、彼によれば、こうした理解は誤っている。いわゆる立法委任には私法上の委任の要素が欠けているからである。代議士が受任者ならば、彼は選挙区のみを代表し、随時委任者（選挙人）により罷免可能であり、その職務の履行につき委任者に対して責任を負い報告義務を有すると共に、委任者の訓令に拘束される。しかし、1789年以来、代議士は「全国民の代表」である。また、任期中罷免されず、その行為、演説、投票につき選挙人に対し無答責であり、報告義務も負わない。<sup>(19)</sup> 命令的委任も、一貫して禁止されている。このように、代議士は彼を拘束する委任を履行するのではなく、自由に選挙人から独立して職務を行う。それゆえ、代議士の権力は選挙を通じ選挙人から与えられたものではない。それでは、その権力はどこに由来するのか、換言すれば、代議士は誰を代表するのか。

カレ・ド・マルベールは、この答えを、「代議士は全国民を代表する」という1791年憲法以来の古典的準則のうちに求め求める。「彼等（代議士）は、個々に捉えられる市民の総体ではなく、不可分の超個別的なそれらの集合体を代表することをそれは意味する。」<sup>(20)</sup> こうして、フランスに伝統的な代表制の性質が明らかになる。それは、代議士、より正確にはその総体としての議会が選挙人の意思とは無関係に、自らは意思能力を持たない観念的集合体としての主権者「国民」に代わりその権力を行使する、換言すれば、始源的に主権者「国民」の意

思を形成し表明する体制である。ところが、ここには本来の意味での「代表」関係は存在しない。代表は代表可能な意思と人格を前提とするが、「国民」は代表組織（議会）の形成によって初めて意思と人格を持ち得るからである。そこで、カレ・ド・マルベールは、議会を「国民」の機関——抽象的実体として自ら意欲することも行為することもできない統一的集合体のために意欲する——として定義する。「代議士団に与える真の形容は、国民の代表者ではなく国民の機関である。……いわゆる代表制に固有のこと、それは、まったく代表の存在しない体制だということである。<sup>(21)</sup>」

革命期に制定された、議会による排他的国家意思決定をその帰結とするこの代表制は、確かに一面においては君主制の排除（＝旧体制の打倒）という民主的契機も有する。しかしその本質は、制限選挙に象徴されるように民衆の排除をも目的とした権威的な体制であり、フランス革命を指導したブルジョアジーの利益の適うよう構築されたものであった。<sup>(22)</sup> 代表制はその出発点においては、直接制とは反対に、人民の排除を目的としていたのである。だが、カレ・ド・マルベールも、エスマン同様にこうした意味での代表制が変質しつつあることを認めざるを得なかった。彼はこの点につき、以下のように述べる。

「議会は、もはや排他的に国民あるいは人民の機関であるわけではない。それは一定限度において、人民の意思をも代表している。革命期にフランスに制定された体制は、それゆえ部分的にその名称に合致して、しかしその制定者達の当初の意図には反して、代表制となった。しかしまさしくその事により、エスマンも指摘するように直接制に接近したのである。」<sup>(23)</sup> カレ・ド・マルベールも、エスマンに倣い、これを「半代表制」と呼ぶ。

カレ・ド・マルベールによれば、こうした変質をもたらした要因は二つある。第一に、短期の立法期と定期的再選の必要から、選挙人団が被選挙人団に対し及ぼす影響力である。再選を意識した代議士は、何等かの形で選挙人の意向を汲まざるを得ない。特に普通選挙導入後、この傾向は顕著になる。「そこから殊に帰結されるのは、各代議士は多かれ少なかれその個別の選挙区の代表になるという事である。」<sup>(24)</sup> こうした変化に沿って、利益代表、そして比例代表制という本来直接制の精神に合致した制度が導入されることになる。

第二に、フランスにおける議院内閣制(régime parlementaire)の発達である。<sup>(25)</sup> カレ・ド・マルベールによれば、代表制とは異なり、議院内閣制は「世論の統



治の制度」である。選挙人は直接議員に訓令を与えるわけではないが、少なくとも国政の大きな方針については選挙を通じ自ら決定を下すことを求められる。議院内閣制における議会の議事公開制度、そしてとりわけレフェンダム類似の役割を演じ得る解散制度の存在は、議員の選挙人に対する一定の従属を含意しており、議員の全面的独立を本質とする伝統的代議制からは説明できないとされる。「法的観点からは、議院内閣制は1789年以降創設された旧来の代議制に元来そこには含まれていなかった実効的の代表の原理あるいは要素を導入したと言う事で、この変化を要約することができる。<sup>(26)</sup>」

しかし、エスマンの「半代議制」は「直接制の代替物」であり、エスマン自身はつきりと述べているわけではないが、完全な形で実現された場合にはカレ・ド・マルベールの言う「人民主権」に近い構造を持つものに対し、カレ・ド・マルベールは、「半代議制」を「代議制と直接制の中間に位置づけられる、そして等しくそのどちらとも異なる中間的体制<sup>(27)</sup>」としており、両者の理解には相違が見られる。彼は述べる。確かに、解散や比例代議制の採用は、選挙を単なる指名手続から「しばしば決定的な影響力を被選挙人の活動に及ぼす選挙人に与えられた手段」へと変え、結果として、「人民は国家の問題に関する固有の意思<sup>(28)</sup>を持ち得ることを法的に認められている」。この点で「半代議制」は直接制に接近する。しかし、選挙人の活動はなお選挙権の限度に限られ、直接制におけるように直接国家意思を決定するわけではない。それゆえ「半代議制」はなお代議制の枠内にある。「直接民主制と代議制あるいは半代議制の間には本質的差異が存在する……直接民主制においては、法律は人民により宣告された採択によらねば完成しないのであり、かくて人民自身が、そして人民のみが、最高機関であるように思える。半代議制の場合には、人民はもはや最高機関ではない。というのも、立法上あるいはその他の決定は、その参与なしに最終的なものとなり得るからである。<sup>(29)</sup>」

以上より、カレ・ド・マルベールが「半代議制」をなお国民主権・代議制の枠内において捉えていることが、理解されよう。彼によれば、そもそも国民主権の原理自体が、いかなる国家機関も単独では主権者とはなり得ないという消極的な射程しか持たず、こうした変化をも許容し得る柔軟性を備えていた。<sup>(30)</sup>それゆえ、1875年憲法における代議制規定の欠如は、直接制——人民（選挙人団）のみが排他的に国家意思を決定する体制——に至らぬ範囲での代議制の民主

化を許すことになる。<sup>(31)</sup>彼は述べる。「しかしながら、1875年憲法はこの点につき暗黙のうちに1789—91年の原理を承認していると言われてきた。それは可能である。ただ、それらの原理は、1875年のテキストによりはつきりと定式化されなかったため、成文憲法原則に付与される特別な効力を有しないのである。そしてその結果それらは、それら自体もそれらの帰結においても、新たな慣習の効果によって、あるいはいずれにせよ立法手段によって、改変され得るのである。」<sup>(32)</sup>

こうして、「半代表制」は、国民主権に立脚した1875年憲法体制の中に位置づけられる。カレ・ド・マルベールによれば、議会のみが国家意思形成を独占した伝統的<sup>(33)</sup>代表制とは異なり、そこでは選挙人団と議会との意思の一致が事実上前提とされ、両者が複合機関をなし、国家意思形成を行う。<sup>(34)</sup>しかしここで注意すべきは、彼によれば、フランス憲法の基礎にあるのはなお旧来の代表制であり、「半代表制」は「代表制」の本質ではなく逸脱にすぎないという点である。彼の「半代表制」は、直接制に至らぬ範囲で、実定法・慣行により生じた伝統的<sup>(34)</sup>代表制の変化を確認するものにすぎない。それゆえ、「選挙人団と議会の意思の一致」「実効的代表」といった理念をその基礎に読み込むことは不可能となる。それらは、代表制の論理から法的に正当化され得るものではなく、実定法・慣行などにより生じた事実上の変化の結果にすぎず、法的には依然従来の代表制が存続しているのである。ここから、比例代表制を代表制から基礎づけようとする理論に対する彼の否定的評価が導かれることになる。次に、この点を見て行こう。

## (2) 半代表制と比例代表制

すでに見た通り、主権の分有に立脚する初期の比例代表制論に対し、エスマンは国民主権・古典的<sup>(35)</sup>代表制（純粋代表制）の立場から批判論を展開した。しかし、これに対しては、分有主権・個人代表型の比例代表（制）論の誤りを認めた上で、国民主権・代表制と比例代表制との両立性を論証しようとする試みが一部の比例代表制論者によりなされていた。その代表として、機関理論に基づいたサリポロスの「比例選挙」論を挙げる<sup>(35)</sup>ことができる。

従来の比例代表制論の誤りを指摘した上で、サリポロス<sup>(35)</sup>は以下のように論じる。直接制、代表制の別を問わず、全ての民主制の基礎には「服従と命令の交

替」という原理があり、各市民には自己統治の権利が認められる。直接制では、市民の総体が国家の直接機関として直接法律を表決することでこの権利が実現される。他方、市民の役割が選挙に限られる代表制においてこの権利を保障するためには、各市民に国家の直接機関＝議会の形成に実効的に参加する法的要求権を認めなければならない（但し、これは選挙人団により集合的に行使される選挙権の個別化にすぎず、個人に代表される権利を保障するものではない）。多数代表制は、少数派をこの権利の行使から排除する。そこで、比例代表制が要求される。もっとも、比例「代表」制という呼称は不適切である。議会も選挙人団も、法人格たる国家の直接機関にすぎず、両者の間には「代表」関係は存在しないからである。それゆえ「比例選挙」が適切な名称である、と。

このように、機関理論に依拠するサリポロスの「比例選挙」論は、「分有主権・個人代表 → 命令的委任・比例代表（制）」との図式によるエスマンの批判を巧みに回避している。そこでカレ・ド・マルベールは、「比例選挙」論を批判するため、エスマンとは異なる視角から議論を展開する。すなわち、各選挙人が有する選挙権（électorat）は「選挙権（droit d'élire）」か、「投票権（droit de voter）」か。換言すれば、選挙機関は各選挙人か、総体としての選挙人団か。<sup>(36)</sup>

前者は「比例選挙」論の立場である。しかし、彼は後者を支持して以下のように述べる。「真実は、逆にこうである。もし憲法が比例代表あるいは比例選挙を認めたならば、選挙権は個人的職務と映ろう。憲法が双方とも認めなかったという事実は、新たな秩序に至るまでは、現行公法においては、選挙機関、すなわち選挙権限の実際の保持者あるいは吏員は、投票権を有する市民ではなく——というのも、いわゆる選挙人は選出することを保障されていないからである——、排他的に、各選挙区において有効投票の過半数で表決する選挙人団<sup>(37)</sup>であることを確定しうる決定的論拠である。」

確かに、カレ・ド・マルベールは、一般論としては比例代表制を「半代表制」の指標の一つに数えている。その導入が1875年憲法の下では絶対に許されないと述べているわけでもない。だが彼にとって、「半代表制」はあくまでも伝統的  
代表制の「逸脱」であった。それゆえ比例代表制は、代表制の民主的変容により政治的に正当化されるにしても、それが本来直接制の精神に適うものである以上、1875年憲法の代表制の解釈論としては、導入に先立ってそれを正当化し、あるいは要求することはできないのである。彼は述べる。「もしいわゆる代表制

が真の代表の体制であるならば、すなわち、公選の議会により表明される国民の意思と市民団の意思との間の一致を君臨せしめることを目的とするのなら、比例代表制は実際正当化されようし、また必要でさえあろう。……実際には、このように動機づけられた比例代表制はいわゆる代表制に反する。というのも、それはまさしく、フランス公法にこの法の制定者たちが排除しようとした実効的代表の原理を導入しようとするからである。」「是非とも考慮すべきこと、それは、比例制度の確立は代表制原理に対する新たな打撃となり、この種の統治の新たな歪曲となるだろうということである。サリポロス氏の理論に対しなされ得る批判、それはまさしくこの点を無視したということである。」<sup>(38)</sup>

無論、実際に比例代表制が導入されれば、たとえそれが代表制の逸脱を押し進めるものであれ、「各選挙人が国家機関であると言うことが真実となろう」<sup>(40)</sup>。

「憲法」が変わるのである。しかしすでに見たように、フランスは比例代表制の導入に失敗している。それゆえその導入までは、選挙制度の面ではフランスはなお従来の代表制の特徴を止めることになる。そしてカレ・ド・マルベールにとっては、純粋代表制に適合的な選挙制度はやはりエスマン同様に多数代表制なのである。「多数選挙はまさしくこうした原型的特徴の一つである。それは、最適者を出現させるような選別方式を、最大多数によってなされた指名のうちに見る体制の名残である。あるいはいずれにせよ、選挙権限は民主的に、そこで個人的権利を行使していると見做される各選挙人の人格に存するのではなく、純粋な国民の職務を履行する選挙人団に存することをそれが意味している以上、純粋代表制に見事に一致した指名形態をなす。」<sup>(41)</sup>

エスマンは「比例代表」制を「半代表制」・分有主権（人民主権）に基礎づけた上で、国民主権・古典的代表制の名の下にそれを否定した——もっとも、「半代表制」と分有主権・国民主権の対応関係は必ずしも明らかにされてはいないが。一方、カレ・ド・マルベールは、「半代表制」を一応国民主権に基礎づけた上で議論を展開する。彼の比例代表制（比例選挙）批判の論拠は、1875年憲法の代表制の本質が法的には依然として、議会が「国民を構成する個人あるいは集団の意思に多かれ少なかれ一致した意思を表明することではなく、まさに直接的かつ始原的に国民のために意欲することである」という点に集約されよう。<sup>(42)</sup><sup>(43)</sup><sup>(44)</sup>

「半代表制」はあくまでその逸脱であり、民主主義の進展のもとで生じた政治的にのみ正当化される新たな現実でしかないのである。

しかし、議員と選挙人の相互依存関係は、たとえ選挙制度により歪曲され利益誘導に墮していたにせよ、当時すでに明白であった。例えばM. プレローは、第三共和制下の代表制を以下のように描く。「一方で、被選挙人と選挙区の間には、その制限された面積（小投票制が一般に好まれた形態であった）、それが比較的固定化されていたこと、そして承認もされまた通常行われてもいた議員職と行政職の兼任から生じる緊密な絆が存在する。他方では、殊に議論と投票の公開、即時かつ無制限の再選可能性から生じる被選挙人の選挙人に対する現実の従属がある。これらの状態は、被選挙人の法的独立が依然無傷のままであるため、半直接民主制を語り得るには不十分なものであるが、<sup>(45)</sup> 純粋代表制を変質させ半代表制とするほどの重みを政治の次元に及ぼす。」

こうした状況を背景にして、カレ・ド・マルベールが「逸脱」と捉えた状況を代表制の「本質」に据えた議論が登場してくることになる。そして、比例代表制は、「国民と議会の一致」、「国民の縮図としての議会」といった理念の下に、現実をこうした理念に一致させるための制度として捉えられることになる。続く二で、こうした議論につき見てゆくことにしよう。検討の対象となるのは、L. デュギーの理論、そしてJ. バルテルミー・P. デュエズの『憲法概論』における議論である。

## 二. 代表制理論の変容と比例代表制

### 1. デュギーの理論<sup>(46)</sup>

エスマンやカレ・ド・マルベールは、代表制を国民主権原理の帰結として理解していたが、デュギーにとっては、先ずこの原理自体が認め難いものであった。「国民の意識と意思が存在し、従って国民はそれを構成する個々人とは区別される人格を有し、この人格の意思は政治権力そのもの、個人に命令する権力、すなわち国民主権であると主張するあらゆる理論<sup>(47)</sup>」を、彼は「科学的価値を持たぬ純粋なフィクション<sup>(48)</sup>」として否定する。また、委任に基づくフランスの代表制論も以下のように批判する。「この理論の誤り、それは、フィクションにすぎない二つの人格、つまり代表される要素の人格と代表する要素の人格を創出し、その二つの人格の間に委任者の受任者に対する関係を、政治代表に主観的法的地位——これを旧来の枠組みに押し込もうという試みがなされているが無駄である——を見ていることである。」「代表の確固たる法理論を打ち立てよ

うというのであれば、見るべきは事実のみである。<sup>(49)</sup>」

デュギーが委任という法律関係の代わりに代表制論の基礎に据えるもの、すなわち彼が目を向けるべきであるとする事実、それは代表者・被代表者の間の相互依存関係、彼の言葉によれば「社会連帯」である。彼によれば両者の関係はもはや法律関係ではなく、この社会連帯という事実から生じる客観法 (droit objectif) により規律される関係である。「政治代表と呼ばれるものの中には、主観的法的地位はない。あるのは、すべての社会集団同様に客観法を伴った個々の集団である。この結合に参加する全てのものにとっては、この結合がその基礎をなしている法規範により含意される、この結合の維持発展に向かう、一連の義務と客観的権能が存在する。代表者と被代表者は、代表という事実の客観的法的地位に置かれる。<sup>(50)</sup>」

代表者・被代表者の連帯に立脚したこの代表制論は、以下のような帰結を導く。「代表者は、その職務の行使において、彼等が代表している要素の諸傾向に可能な限り一致していなければならない。それは代表者が被代表者の受任者だからではなく、代表は二つの集団を結び付ける類似による連帯に立脚しているからであり、代表者集団と被代表者集団との間にもはや一致が存在しなければ、この連帯は断ち切られるからである。<sup>(51)</sup>」

こうした立場からすれば、選挙制度の組織に際しては、比例代表制が当然要請されることになる。「代表の実際の組織は、代表者の創設への被代表者の参加に立脚せねばならない。この参加は選挙によらねばほとんど実現不可能であり、しかも選挙は、代表される要素を構成する全ての個人の代表を可能な限り保障しなければならない。……多数派のみが代表される制度、多数代表制が理論的に代表の概念と矛盾するのはこの理由からである。全ての選挙制度は、論理的に比例代表制に立脚すべきである。<sup>(52)</sup>」

もともと、このように国民主権や代表委任論を否定したとしても、それらは依然フランス公法の基礎であり続けている。そこでデュギーは、革命以来のフランスの代表制を分析する中で、いわば解釈論として、彼の代表制論・比例代表制論が国民主権・代表委任論と矛盾無く調和し得ることの論証を試みている。次にこの点を見て行こう。

デュギーは、1791年以來のフランスの代表制をエスマン同様に国民全体から議会全体への「委任」として説明する。「この理論によれば、国民は主権の保持<sup>ナシオン</sup>

者たる人格である。国民はもう一つの人格である議会に、国民の名においてそれを行使する委任 (mandat) を与える。委任の二つの主体は、一方においては委任者である国民、他方においては受任者たる議会である。この委任の効果は代表を生み出すので、議会から発せられた意思の表明はあたかも国民から発したかのごとくとなり、それと同じ効果を生み出すことになる。<sup>(53)</sup>」

しかし国民と議会の間に文字通りの委任関係を否定したエスマンとは異なり、デュギーはそこに真の「委任」を見る。真の委任から理解される代表制こそが、彼にとってはフランス革命以来の代表制なのである。無論、彼も命令的委任は否定するが、それは国民と議会との間に「委任」が存在しないからではない。委任は存在する。ただ、それは不可分のものとして国民から議会に与えられるがゆえに、選挙区から代議士に与えられる命令的委任（個別的委任）は禁じられるのである。「なるほど、代議士は彼を指名する選挙区から委任を受け取ってはいないが、議会は、議会を選挙する国民からその権力を得ているのである。議会は国民の代表受任者 (mandataire représentatif) である。<sup>(54)</sup>」

いわゆる代表委任に関するこのような理解から、エスマンとは異なった帰結が導かれる。デュギーは述べる。命令的委任の禁止から、代議士はその権限の範囲内で全く自由に行動し得ると解してはならない。なるほど、代議士と選挙区の間には法的にはいかなる関係もない。「しかし、議会全体は、選挙人団全体に対して受け取った委任につき報告をしなければならない。それこそが、フランス代表制論の基礎そのものである委任の理念である。代議士は、それゆえ、自由裁量で決定を下すことができない。彼等が構成している議会は、国民から受け取った委任に従って、シェイエスの表現によれば、『国民の声に従って』、決定を下さねばならないからである。」<sup>(55)</sup>彼は、議員と選挙区の関係についても以下のように述べる。「法的には、代議士は国全体の代表であり、国全体から委任を受け取るのは議会全体である。実際には、自然の成り行きで、個々の緊密な絆が代議士を選挙区に結び付ける。<sup>(56)</sup>」

代議士の選挙人への従属は、選挙人からの代議士の法的独立を代表制の本質と見るエスマンにとっては否定されるべきものであった。1875年憲法の内に伝統的な代表制の変質の余地を認めるカレ・ド・マルベールにとっても、それはなお代表制の「逸脱」であった。これに対してデュギーは、代議士と選挙人の緊密な相互依存関係こそが、フランス代表制の本質であるとするのである。<sup>(57)</sup>彼

は、純粹代表に固執するエスマンの理論を以下のように批判する。「かくも明白な事実を無視する法理論は、まさしくそのことによって断罪される。正確に事実と合わない法理論には価値がない。」この結果、両者の一致を保障する制度が、解釈論上積極的に要請されることになる。「……可能な限り議会の投票と市民団の意思との一致を保障することを目的とした制度は、原則として優れたものであり、代表制の不可欠の補完物なのである。」<sup>(58)</sup>

こうした代表制の理解から、レフェレンダム、執行府の長による議会の解散と並び、比例代表制が要請される。そもそもデュギーにとっては、比例代表制の採用はいかなる政治代表理論（命令的委任、代表委任、機関理論）の受諾をも意味せず、いかなる理論とも適合し得るものであった（それゆえ彼は、サリポロスに倣い、「比例選挙」という表現の方が望ましいとする）。<sup>(60)</sup>だがフランスでは、エスマンに代表されるように、比例代表=分有主権という根強い批判があった。そこで彼は、分有主権論によらずとも比例代表制を基礎づけることは可能であり、それが単一不可分の国民主権概念・代表委任論と十分両立し得るとし、以下のように述べる。「国民の意思の存在、国民の人格のために意欲する議会の人格に代表委任を与える国民の人格が認められるので、政治技術に課される問題、それは、国民の人格の意思を可能な限り正確に表明することを議会に可能ならしめる選挙形態を組織することである。ところで、純粹な多数代表制で選挙された議会が、国内に存在する様々な党派がその代表を有している議会よりも正確に国民の意思を表明すると主張するのは、明らかな事実と反することである。国民自身が直接にその意思を表明するならば、それは様々な党派から構成された国民であろう。意欲するのは国民ではない。国民に代わって意欲するのは、その代表者、その受任者、議会である。それゆえ、議会は国民と同じ要素から構成されねばならず、国民の中に存在する諸党派が議会にも見だされねばならない。……かくて比例代表制は、国民主権や代表委任に反しないばかりか、それらに適合した唯一の選挙制度なのである。」<sup>(61)</sup>

デュギーは、以上のように、エスマンが「異質の原理」と見、カレ・ド・マルベルがその「逸脱」として捉えた伝統的代表的代表制の変質を、その代表制把握の中核に据える。デュギーにとっては、それこそが代表制の本質であり、それゆえ「半代表制」を語る余地はないのである。そこでは、カレ・ド・マルベルの議論とは異なり、「代表制」の本質自体が国民と議会の一致を保障する制度



を要請する。そして比例代表制は、そうした制度の一つとして位置づけられることになる。このような議論は、次に検討するバルテルミー及びデュエズにも基本的には共通したものである。

## 2. バルテルミー・デュエズの理論

バルテルミー及びデュエズによる『憲法概論』(1933年)<sup>(63)</sup>が代表制論の中核に据えるのは「民主主義原理」である。同書では、経験的・功利的・実践的観点からその正当化が図られている<sup>(64)</sup>。この原理は「最大多数の個人を可能な限り直接的に主権並びにその行使に参加させる」<sup>(65)</sup>ことを理念とするが、その適用に当たっては、社会の諸条件を勘案し、直接制、代表制、半直接制の三つの形態が区別される。以下ではこれらのうち代表制につき検討する<sup>(66)</sup>。

同書が代表制を論じるに当たり重視するのは、代表制はいかに組織されるべきか、特に人民と被選挙人の関係はどうあるべきかとう点の実際的観点からの様討である。国民主権の下での代表制はどうあるべきかという理論的次元の問題は、さほど重視されない。「我々にとって、統治は存在するし、また存在せねばならない。そして、最大多数の被治者が可能な限り直接的にこの統治に参加するのが合理的である。……だが、多数者が統治に介入する手段と形態はいかなるものか。そこにあるのは実際の問題であり、その解決は、時代・場所・伝統・国民気質・大衆の政治教育等の総体の考慮に左右される。問題には、ア・プリオリな法的解決を受け入れる余地はないのである。」<sup>(67)</sup>

確かに、フランスでは、民主主義原理は国民主権という特殊な形態で憲法上具体化され、それが革命以来一貫してフランス公法の基礎をなしている。だが同書は、科学的及び実際的観点から国民主権を否定する。構成員の意思とは区別される固有の意思を有する観念的人格としての国民<sup>ナシオン</sup>の存在は証明不可能であり、この点を認めても、なぜこの人格が主権、すなわち個人に命令する権利を有するのか実証し得ない。更に、国民主権はいかなる統治形態とも調和し得るため明確な射程を持ち得ず、またその起源から直ちに権力を正当化するために、主権を行使する者の無謬性を帰結する虞がある、<sup>(68)</sup>と。

同書は更に、命令的委任論、代表委任論、選挙を単なる選択として説明する理論など、選挙人・被選挙人の関係についての従来の法的議論を逐一批判した後、代表制検討の視点を以下のように提示する。「思うに、代表制理論を構築す

るには、私法から引き出された既存の法的機構に煩わされてはならない。議会と国民の間の一定の調和が政治的に必要であるという、事実によって実証されたこの基本理念から出発せねばならない。」同書によれば、代表と世論の共働を最も完全な形で保障する最良の機構の探求こそが、代表制論の課題なのである。かかる議論においては、もちろん制度論が中心となる。だが同時に、それが憲法解釈論の次元では以下のような帰結を導くとされている点にも、併せて留意する必要がある。「……我々は、代表制の性質が議会意思と国民意思の一致を前提としていることを承認した。この一致を保障するのに貢献し得るあらゆる手法は、憲法により公式に禁じられていなければ、それゆえ合法的なものといふべきであらう。<sup>(69)</sup>」

以上の代表制論をふまえた上で、次に選挙制度の問題を見てゆこう。同書では、比例代表制の問題は選挙権の平等という視点から取り扱われている。同書は、選挙権の平等は法的には複数投票の廃止により実現されるが、更に事実上の平等が実現されねばならないとする。そのためには、選挙区間の定数の均衡と並び、同一選挙区内における選挙権の平等、すなわち比例代表制が問題となる。そこでの議論は、比例代表制の利点、比例代表制に対する批判の脆弱さなど専ら制度論に終始しているが、代表制の在り方と密接に関わる以下のような指摘もみられる。「選挙手続の全体が、国民の意識を引き出すことを目的としている。議会は、それが表明する意思が可能な限り厳格に国民の願望と一致するために、可能な限り正確に国民を代表するよう構成されねばならない。……比例代表制のみが、確実にこの要求を実現することができる。比例代表制は、やはり民主主義の必然的帰結のように思える。<sup>(71)</sup>」このように比例代表制は、デュギー同様に「代表と世論の共働」「国民意思と議会意思の一致」の保障という代表制の目的に最も適合的な選挙制度として捉えられているのである。

### 3. 代表制の変容と比例代表制

以上検討してきた第三共和制後期の二つの議論に共通しているのは、繰り返して述べてきたように、代表制の本質は国民と議会の間的一致を保障することにあるという点である。こうした議論は、上の二つに止まらない。かつてそれを代表制の「逸脱」と捉えていたカレ・ド・マルベールも、後にはその議論を大きく転換するに至っている。彼は、1931年に発表した論文の中で1875年以降の

フランスが「絶対議会制」とでもいうべき状況にあり、議会が一般意思の代表として他の国家機関に対しても、また自らが代表する人民に対しても主権者の如く振る舞っていること、この「絶対議会制」は、法的には、議会は国民共同体の代表であるとの理念、並びに法律は一般意思の表明であるとの理念により正当化されていることを指摘した上で、人民により議会のこの権力を制限しなければならないとしてレフェレンダムの導入を主張し、以下のように述べている。

「議会の膨大な権力を、議会が人民の意思を発することから引き出される論拠により正当化しつつ、同時に人民に対する排除を維持すること——それは、この意思が人民の外で形成され、人民は議会によるその表明に異議を申し立てる手段を持たないことを意味する——は、明らかに矛盾となろう。」「レフェレンダムと議会主義は互いに調和し得ないものでないばかりか、議会主義の基礎となった諸概念と市民団が意見を述べることを可能にする民主的諸制度との間には直接かつ不可避の関連がある。」<sup>(73)</sup>

この論文では、彼がかつて「半代表制」の指標の一つに数えていた比例代表制については何等触れられていないが、<sup>(74)</sup>直接制の標識とされていた人民自身による国家意思決定が部分的にせよ1875年憲法の下でも可能であるとされており、「半代表制」よりも一層人民主権に傾斜した議論となっている。かつて彼は第三共和制のフランスを「半代表制」として認識したが、それはなお代表制の「逸脱」であった。それに対してここでは、「半代表制」に止まらず更に人民主権に接近した解釈論が展開されているのである。その意味では、彼のこの新たな議論を、「半代表制」的傾向を積極的に取り込んでいた当時の代表制論と同じ流れの中に位置付けることができよう。

ところで、第三共和制後期の代表制論は、国民と議会の一致を中心に据えた点に加え、更にもう一つ重要な側面を有している。一で見たエスマンやカレ・ド・マルベールの代表制論が、選挙人と代議士の法的関係についての議論、あるいは選挙人・選挙人団の役割を法的にどの様に説明するかという、いわば「法学的」側面に傾斜していたのに対し、代表制の下で国民と議会の意思の一致をいかにして実現するか、そのためにはいかなる制度・機構を準備せねばならないかという点の検討がそこでの議論の中心となっている。換言すれば、選挙人・代議士間の委任関係の存否や両者の意思の一致の法的保障の可否ではなく、

両者の間の事実上の一致をいかにして確保するかという視点から代表制が論じられているのである。高橋和之教授が指摘する通り、M・デュヴェルジェのいう「社会学的代表制」への転換の萌芽をそこに認めることができよう。そして、これまでの検討からも明らかなように、比例代表制はこの転換に当たり決定的な役割を演じると共に、可能な限り正確に国民を代表する議会、すなわち「国民の縮図」としての議会を理念とするこの新たな代表制論に最も適合的な制度として位置付けられて行くことになるのである。

## む す び

本稿では、フランス第三共和制の選挙改革を素材として、比例代表制の問題を中心に代表制、更にはその下での選挙制度の在り方を検討してきた。普通選挙導入後に次第に顕在化した選挙制度の諸問題を解消するために生じた比例代表制の要求は、やはり普通選挙と共に生じていた純粹代表制から半代表制への変容の最も重要な指標となってゆく。また同時に、比例代表制と主権・代表制の関係をめぐる議論を通じて、代表制論の焦点は選挙人・代議士間の委任関係の存否をめぐる議論から、次第に国民と議会間の事実上の一致をいかにして実現するかという方向へと移行してゆく。比例代表制は、命令的委任と共に分有主権(人民主権)を支える制度から、国民と議会の一致の実現に向けて「国民の縮図」としての議会を創出するための手段、アロンディスマン投票制により歪曲されていた当時の選挙制度を半代表制の理念に適合させるための手段へと、その位置付けを変えてゆくのである。<sup>(76)</sup>

こうした代表制論・比例代表制論の流れは、第四共和制以降どのような方向へと向かうであろうか。また、選挙制度はどの様に展開して行くのか。こうした点の検討は今後委ねるほかないが、最後に第四共和制以降の流れを辿る上で重要と思われる点を指摘して、本稿の結びとしたい。

**人民主権の問題**——フランス革命の下で生み出された国民主権は、国王・旧特権階級からその権力を奪うと共に、純粹代表制・制限選挙を通じ、民衆を政治から排除するという役割も演じた。国民主権は、革命を主導したブルジョアジーにとって最も好都合な法イデオロギーであった。これに対して、民衆の自覚的な部分から主張されたのが人民主権であった(その構造についてはすでに触れた)。人民主権は、1793年憲法——実際には適用されなかった——を経て、

1871年のパリ・コミューンで一時的にせよ実現されることになる。そこでは、人民主権は資本主義体制の枠を越えた国家構想を支える政治体制として考えられていた。<sup>(77)</sup>

しかし人民主権は、すでに見てきた通り第三共和制の憲法学説により一貫して否定されている。確かに初期の比例代表制論は分有主権を援用していたが、それはもっぱら比例代表制を基礎づけるためだけのものであり、上に述べたような人民主権との関連はないようである。また政治の場においても、何度か議会に提出された命令的委任あるいはレフェレンダムに関する法案を別にすれば、ほとんど人民主権の主張を認めることはできない。<sup>(78)</sup>

これに対して第四共和制憲法の下で、人民主権に再び脚光が当てられることになる。憲法三条は、「国民の主権はフランス人民に属する」という国民主権と人民主権を折衷した規定を置くに至る。この規定の下で、伝統的な命令的委任禁止規定は姿を消し（必ずしも命令的委任の容認を意味しないが）、一定の条件の下で憲法改正につきレフェレンダムが導入されている。また、比例代表制の導入、そしてそれに影響を受けた規律政党の強化は、代議士の地位を大きく変えることになる。<sup>(79)</sup>

むろんこれは人民主権の実現を意味するわけではないし、政党による代議士の拘束も必ずしも積極的に評価されていたわけではない。だが、人民主権が折衷的な形にせよ憲法典の中に規定されたことは、代表制自体の在り方、更には代表制論の形成にも、無視し得ない影響を及ぼすはずである。比例代表制と直接結び付くわけではないが、第四共和制の代表制・選挙制度を検討する上で考慮しなければならない点の一つであろう。

安定した政府多数派の形成と比例代表制 —— 比例代表制の導入が多党化現象を生み出しやすいことは今日よく知られている。一で見たように、エスマンは、議会における多数派形成を困難にするとしてこの点を比例代表制批判の論拠の一つにあげている。だが比例代表制論者の多くは、この批判の重大さを認めつつも、なお楽観的であった。第三共和制下の極度の内閣の不安定 —— 七〇年間に一〇九の内閣が交替した —— は、そのほとんどがアロンディスマン投票制の下で生じていたからである。例えば、サリポロスは以下のように述べる。

「比例代表制は少数派を多数派にすることはできない。ところで、普通選挙を行っているほとんど全ての国の場合のように、国内に多数派が存在しないなら、

強固で等質の多数派を含む議会を要求することはできないであろう。我々に反対する方々には是非注意していただきたいものだ。彼等の批判は以下のように言うことに帰する。現実的利益のために代表を歪曲しよう、と。」「比例代表制は安定した議会多数派の存在をいささかも妨げないと我々は信じている。それはおそらく結果として、議会における安定した多数派の構成をもたらしさえるだろう。今日政府多数派の形成を妨げている原因は何か。我々はそれを知っている。明確かつ正確な綱領もなく、所属も疑わしいままに当選した代議士の存在である。」<sup>(80)</sup>

これに対して、第三共和制末期、強い政府こそが現代議会制には不可欠であるとして比例代表制を批判する議論が現れている。ルネ・カピタンの議論である。「だが少なくとも言っておかねばならないこと、それは、比例代表制は議会制と両立し得ないということである。議会制は権力の前に世論や利益の代表を求めるのではなく、権力それ自体を生み出す選挙を求めるのである。忘れていただきたいが、議会制における議会、それは主権者である。……この主権を行使するためには、政府を生み出し支える多数派が必要なのである。」

「どんな制度が最も公正か、最も民主的か、最も合理的かを決定することが問題なのではない。投票制 (scrutin) は憲法の一要素であり、先ず憲法に適合していなければならない。……フランスは議会制であり、議会制のままであろうとしているのだから、議会制的投票制を見つけようではないか。ところで比例代表制は、反議会制的投票制なのである。」<sup>(81)</sup>

カピタンの主張は第三共和制下では少数説に止まるが、第四共和制の下で形成されることになる、多数派を通じての民意の実現を重視する反比例代表制的潮流の原形と言えるものである。

**選挙改革とその社会的背景**—— II で述べたように、アロンディスマン投票制が生み出す様々な不平等はいずれも当時の最大の政党、急進社会党に有利に働いた。同党が主として代表していた社会層は、都市および地方の中間層 (中小ブルジョアジー・自営農等) であった。それゆえ単純に図式化すれば、比例代表制の導入を求めた選挙改革運動は一方では左翼=労働者の、他方では右翼・保守=大ブルジョアジーの、急進社会党=中間層の支配を打破する試みであったと言うことができよう。

M. R. P.・社会党・共産党の三大政党の主導の下で比例代表制が導入され

る第四共和制の下では、選挙法制そしてその不平等の背景にあるこうした社会関係はどう変わってゆくであろうか。本稿では、筆者の能力不足と紙幅の制約からこのような点に関する検討をほとんど行えなかったが、代表制・選挙制度の展開を分析する上では不可欠な視点である。上に指摘した二点と併せて、今後の検討課題としたい。

## 註

- (1) N. Saripolos, *La démocratie et l'élection proportionnelle*, 1899, t. II, livre I, chapitre premier.
- (2) *ibid.*, p. 19.
- (3) A. Besson, *op. cit.*, p. 9.
- (4) 但しベソンは、専ら比例代表制を基礎づけるためだけに分有主権を援用しており、人民主権を特徴づける命令的委任については何等触れていない。主権の委任を受けた代表の無答責を語っている箇所すらあり、その採用には否定的とも思える (*ibid.*, pp. 11-15)。それゆえ、論理構造は類似しているが、分有主権的比例代表制論を人民主権論と見做すのは必ずしも正しくない。  
 なお、分有主権論が人民主権の理解として正当なものかどうかは議論の余地があるが、以下では第三共和制当時の用法に倣い、両者を特に区別しない。
- (5) A. Esmein, "Deux formes de gouvernement", RDP, 1894. エスマンの理論については、以下の文献も参照。杉原泰雄『国民主権と国民代表制』有斐閣, 1978年, 363 - 367頁；高橋和之『現代憲法理論の源流』有斐閣, 1986年, 第一部第二章, 及び303 - 312頁, 365 - 368頁。
- (6) *ibid.*, pp. 15-17
- (7) *ibid.*, p. 25.
- (8) *ibid.*, p. 35.
- (9) *ibid.*, p. 37.
- (10) *ibid.*, p. 36.
- (11) *ibid.*, p. 36. 彼は他の場所では、「あらかじめ何者をも優遇せず、すべての意思を同列に置く」という点を、多数決がとられるべき理由としてあげている (*Éléments*, t. I, p. 330.)。
- (12) もっとも高橋和之教授は、「議会優位」こそエスマンの「半代表制」の本質であり、代表者の意思拘束はさほど重要視されていないとする(前掲書, 308 - 309頁)。こう解するならば、彼の「半代表制」を人民権的なものとして捉え得るかは微妙である。しかし、この段階では国民主権・人民主権の区別は未だ明確にはいかなかったこと(同書, 108頁, 註21を参照), 何を本質と見るかはともかく、全体としては人民主権の諸標識を備えてい

ることを考慮して、本稿では彼の「半代表制」を一応人民主権的なものとして扱うことにする（この点については、杉原・前掲書、366-367頁も参照）。

- (13) *Éléments*, t. I, p. 339.
- (14) *ibid.*, pp. 386-387.
- (15) *ibid.*, p. 350. 選挙人団の選挙区への分割は物理的の必要によるものではないことから、エスマンは以下の結論を導く。①選挙区は選挙人団の分割にすぎないから、同じ資格の選挙人から構成されねばならない。それゆえ利益代表は排除される。②各選挙区は人口に比例した数の代表を有するべきである。③命令的委任は認められない (*ibid.*, pp. 332-339.)。
- なおTh. デュクロックも、エスマン同様に比例代表制=分有主権、多数代表制=国民主権という形で比例代表制を批判している (Th. Ducrocq, *Cours de droit administratif*, 1898, 7<sup>e</sup> éd, t. III, pp. 49-51)。
- (16) R. Carré de Malberg, *op. cit.*, p. 204. カレ・ド・マルベールの理論については、以下の文献も参照。杉原泰雄「カレ・ド・マルベールの国民主権論と国民代表制論」『公法の基本問題』有斐閣、1984年所収：同・前掲書、367頁以下：高橋・前掲書、第一部第三章、及び313頁以下。
- (17) *ibid.*, p. 206.
- (18) *ibid.*, p. 211.
- (19) *ibid.*, n° 345.
- (20) *ibid.*, p. 223.
- (21) *ibid.*, p. 231.
- (22) *ibid.*, pp. 262 et 318.
- (23) *ibid.*, p. 380.
- (24) *ibid.*, p. 365.
- (25) ここでの議院内閣制とは、無論イギリス的な一元型のそれであり、いわゆるオルレアン型の二元的議院内閣制ではない。
- (26) R. Carré de Malberg, *op. cit.*, p. 378.
- (27) *ibid.*, p. 382. 但し、エスマンが「半代表制」は完全に実現することはなく、その要素が部分的に導入されるにすぎないと予測していたことからすれば、両者の差異は実際には小さいかもしれない。
- (28) *ibid.*, p. 382.
- (29) *ibid.*, p. 384, note 17.
- (30) *ibid.*, p. 168, note 2. 純粹代表制下の議会も、人民の選択に付されるがゆえに主権者とは言えないとされる (*ibid.*, p. 195, note 29).
- (31) *ibid.*, p. 195, note 29.
- (32) *ibid.*, p. 382, note 16.
- (33) *ibid.*, n° 409.
- (34) *ibid.*, p. 414.



- (35) N. Saripolos, op. cit., livre I, chapitre II.高橋・前掲書, 378 - 395頁。
- (36) R. Carré de Malberg, op. cit., n° 429,
- (37) *ibid.*, p. 469.
- (38) *ibid.*, pp. 368-369.
- (39) *ibid.*, p. 474.
- (40) *ibid.*, p. 480.
- (41) カレ・ド・マルベールは、1919年法の実態は比例代表制ではないとする (*ibid.*, p. 469, note 1)。
- (42) *ibid.*, p. 472.
- (43) *ibid.*, p. 369.
- (44) もっとも、「全国民の代表」という規定に現れているような国民の一体性の概念が論理的に多数代表制を導き、比例代表制を排すとの指摘も見られる (*ibid.*, p. 472, note 4)。なお選挙区の問題については、彼は、選挙が単なる指名手続でしかない純粹代表制には人の選択としての性格を持つ小選挙区が適しており、半代表制には政策の選択としての性格が強い大選挙区が適しているとする (*ibid.*, p. 471, note 2)。
- 本文で触れた点のほかにも、比例代表制が少数派を議会において代表するとしてもそれは審議段階のことであり、決定を下すのはやはり多数派であるから、比例代表制は多数派の権利を何等侵害しないとの議論があった。だが、カレ・ド・マルベールは、代表制においては議員は選挙人団から独立して国家意思を決定すべきこと等を論拠に、この議論を否定している (*ibid.*, n° 435)。
- (45) M. Prélot et J. Boulouis, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 10<sup>e</sup> éd, p. 491.
- (46) 本稿のデュギーの理論の検討は、高橋・前掲書、第一部第四章及び第二部第二章第一節に負うところが大きい。
- (47) L. Duguit, *Traité*, t. II, 3<sup>e</sup> éd, 1927, pp. 12-13.
- (48) *ibid.*, p.14.
- (49) *ibid.*, p. 546.
- (50) *ibid.*, p. 547.
- (51) *ibid.*, p. 549.
- (52) *ibid.*, pp. 547-548.
- (53) *ibid.*, pp. 643-644.
- (54) *ibid.*, p. 645.
- (55) *ibid.*, p. 649.
- (56) *ibid.*, p. 650.
- (57) 高橋・前掲書, 343頁参照。
- (58) L. Duguit, op. cit., p. 650.議会での公開投票の制度は、議員が選挙人から完全に独立していなければならないとすると説明がつかないとされる

(ibid., pp. 650-651)。

(59) ibid., p. 649.

(60) ibid., p. 726.

(61) ibid., pp. 728-729. もっとも、1919年法の失敗を見た彼がフランスにおける比例代表制の導入に懐疑的になった点も、併せて指摘しておく必要がある。「比例選挙は代表における公正を真に保障する唯一の選挙制度であるということ、それが民主主義原理に適しているということ、それは理論上論駁の余地がない。だがこうした制度は、フランスのように、強固に構成され明確に区分された政党の存在しない国では適用可能ではないとの主張も正鵠を得ている。1919年の選挙で起こったことはそれをはっきりと示しているように思える。明確かつ忠実に定式化され遵守される綱領をもって各党が別々に選挙戦に臨むのを目にする代わりに、対立する原理とは言わないまでも、少なくとも明確に異なる傾向により隔てられた諸政党を結集した人為的な連合が形成された。」「それは政治家に警告を発し、少なくとも当面は比例代表制に戻るのには慎重を欠くということを示すに違いない経験である。」(ibid., pp. 742-743)

(62) 高橋・前掲書、345頁参照。

(63) J. -Barthélemy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, 1933.

(64) ibid., p. 66 et s.

(65) ibid., p. 80.

(66) 同書は、純粋な直接制は民主主義の理想であるが、現代国家においては実施不可能であり、また必ずしも人民に自由をもたらさないとして、これを退ける。それゆえ代表制は不可避であるが、現代民主国家では、部分的にはあれ代表制にレフェンダム等直接制の要素を導入する傾向にある。これが半直接制であり、そこでは代表との一層実効的な共働が人民に対し法的に保障されているとされる。

(67) ibid., p. 88.

(68) ibid., pp. 73-77. 1875年憲法の基礎に国民主権があることは同書も認めるが、そこから法的に一義的な解決を引き出すのではなく、民主主義原理を最大限実現し得る諸制度を実際の観点から探求しようというのである。

(69) ibid., p. 106. 一方では議会が世論に反して統治することを回避するための制度として、解散・頻繁な改選・広範な選挙人団によるその指名・レフェンダム・人民発案などが挙げられ、他方では世論の過ちを正すため議会に一定の独立性を付与する必要があるとして、命令的委任の禁止・解散の制限・十分な任期の保障・議員歳費の付与等の制度が挙げられている。また、統治者の行為の公開が、世論による統制手段としてとりわけ重視されている。

(70) ibid., p. 135. 1875年憲法の下での諮問的レフェンダムの導入の可否についての議論の中の一節である。

- (71) *ibid.*, p. 345.
- (72) 例えば, R. Bonnard, *Précis élémentaire de droit public*, 3<sup>e</sup> éd, 1934, p. 20 et s.
- (73) R. Carré de Malberg, "Considérations théoriques sur la question de la combinaison du referendum avec le parlementarisme", RDP, 1931, p. 237. 同論文については, 杉原・「カレ・ド・マルベールの国民主権論と国民代表制論」, 102頁以下, 塚本俊之「レイモン・カレ・ド・マルベールの議会制論(二)」『早稲田大学大学院・法学論集』52号, 117頁以下等も参照。
- (74) 比例代表制の導入は必然的に政党制の強化を伴うが, 国民意思の形成に対する政党の影響力が緩和されるという点がレフェンダム導入の利点の一つとしてあげられており, 比例代表制に対しては必ずしも好意的でないようにも思える。この点については, R. Carré de Malberg, *op. cit.*, p. 242 et s. 参照。
- (75) 高橋・前掲書, 288頁以下, 396頁以下。もっとも, 社会学的代表制の登場は, 必ずしも国民主権・半代表制といった概念を不要にするわけではない(デュギーやバルテルミー・デュエズはそれらを用いないが)。例えばJ. ラフリエールは, 「半代表制」という概念を用いた上で, 社会学的観点からの検討を試みている(J. Laferrière, *op. cit.*)。法学的側面と社会学的側面は, 必ずしも相互に排他的なものではないのである。
- (76) 以上の本稿の検討の枠組については, 以下の文献から多くの示唆を受けた。杉原・史的展開: 同, 『国民主権と国民代表制』: 高橋・前掲書: 樋口陽一「議会制の構造と動態」木鐸社, 1973年: 同, 「『半代表制』の概念をめぐる覚え書き」(芦部信喜編『近代憲法原理の展開』第一巻, 東京大学出版会, 1976年所収): 和田進「国民代表論の検討」『神戸大学教育学部研究集録』第66集。
- (77) 杉原・『人民主権の歴史的展開』, 第三篇参照。
- (78) この点に関連して, 杉原教授が, 当時農村と都市の中間層の利害を代弁していた急進社会党の役割につき以下のような指摘をしている。「急進党の動きは, 『純粹代表制』の枠をつき破ることによって『半代表制』をもたらず要因となると同時に, 『純粹代表制』の変革を『半代表制』に押しとどめる役割を果たすものであった……『国民主権』とその物質的基礎である資本主義体制の枠は慎重に留保し, その枠内で政治と経済の改良を推進しようとする姿勢は, まさに『半代表制』をもたらし, しかも変革をそこに押しとどめようとするものであった。」(杉原・史的展開, 196頁)
- (79) ラフリエールは以下のように述べる。「命令的委任が目指す結果は, 実際には現行選挙制度による被選挙人の政党に対する, 彼等の当選や再選を左右する政党に対する従属によって相当程度得られている。」(J. Laferrière, *op. cit.*, p. 943)
- (80) N. Saripolos, *op. cit.*, pp. 201-202.

- (81) R. Capitant, *La réforme du parlementarisme*, 1934, p. 15.
- (82) 例えばデュヴェルジェは、1960年の論文の中で、経済発展によるその後の変化につき、伝統的な中間層に対して労働者階級と新中間層（サラリーマン層）が抬頭してきたこと、都市ではこのサラリーマン層がブルジョアジーを上回ったが、地方ではなお農民層が優勢であること、その結果都市ブルジョアジー・農民連合が形成され、この連合に有利な選挙法の不平等が上記の新たな社会変革にブレーキをかけていること、更には、しかしながら、農民層が都市ブルジョアジーから離れる兆しも見えており、選挙法の不平等の持つ保守的な意味が一変する可能性があること等を指摘する。  
M. Duverger, op. cit., p. XXII.